

I 沿革

| | | |
|----------|---|---|
| 昭和31年 | 美術館建設の募金運動はじまる | 他の職員の職 |
| 昭和38年 4月 | 調査費計上 | 昭和50年 4月 |
| 昭和39年 4月 | 設計委託料計上 | 広島県立美術館条例一部改正（昭和50年 広島県条例第25号）施設使用料 |
| 10月 | 建設促進委員会開催 | 昭和51年 4月 |
| 昭和40年 4月 | 整地費など計上 | 広島県立美術館条例一部改正（昭和51年 広島県条例第9号）入館料 |
| 昭和41年 5月 | 文部省社会教育施設整備費補助金の交付内定 | 昭和52年 2月 |
| 12月 | 建設募金委員会発足 | 広島県美術展開催運営規則施行（昭和52年 広島県教育委員会規則第2号） |
| 昭和42年 1月 | 起工式挙行 | 開館10周年記念展開催 |
| 昭和43年 3月 | 旧館竣工 | 開館10周年記念「広島県立美術館所蔵作品集」発刊 |
| 4月 | 広島県立美術館条例施行（昭和43年 広島 県条例第20号） | 12月 |
| | 広島県立美術館管理運営規則施行（昭和43 年 広島県教育委員会規則第1号） | 昭和55年 2月 |
| | 加藤豊館長（常勤）任命 | 4月 |
| 6月 | 広島県立美術館協議会条例施行（昭和43年 広島県条例第38号） | 広島県立美術館条例一部改正（昭和55年 広島県条例第19号）施設使用料 |
| 7月 | 広島県立美術館協力会結成 | 広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭 和55年 広島県教育委員会規則第10号） |
| 9月 | 広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭 和43年 広島県教育委員会規則第13号）分 掌事務 | 広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭 和56年 広島県教育委員会規則第5号）課 の名称変更・入館料の免除 |
| 21日 | 落成式挙行 | 広島県立美術館美術品等取得基金条例施行 (昭和56年 広島県条例第5号 基金額1億円) |
| 22日 | 旧館開館 | 広島県美術品等取得基金運用規定制定 |
| 10月 | 広島県立美術館美術品収集要領制定 | 美術品等収集委員会設置要領制定 |
| 12月 | 広島県立美術館展示施設運営要領制定 | 定宗館長辞職 |
| 昭和44年 4月 | 広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭 和44年 広島県教育委員会規則第2号）職 員の職・職員の職務 | 4月 |
| | 館蔵品常設展開設 | 広島県立美術館条例一部改正（昭和57年 広島県条例第10号）入館料・施設使用料 |
| 昭和46年 4月 | 宮地貫一館長事務取扱任命 | 阿川静明館長（非常勤）任命 |
| 昭和47年 1月 | 広島県立美術館友の会発足 | 縮景園入園窓口を設置 |
| 5月 | 浜本正弘館長事務取扱任命 | 阿川館長辞職 |
| 6月 | 佐々木司郎館長事務取扱任命 | 赤木博典館長（常勤）任命 |
| 8月 | 広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭 和47年 広島県教育委員会規則第11号）職 員の職 | 事務局職員による県立美術館整備計画検討 会議を設置 |
| | 羽白幸雄館長（非常勤）任命 | 渋谷文庫開設 |
| 11月 | 開館5周年記念「広島県立美術館所蔵作品集」発刊 | 県立美術館整備計画検討会議、整備構想案 をまとめる |
| 昭和48年 6月 | 広島県立美術館条例一部改正（昭和48年 広島県条例第30号） | 赤木館長辞職 |
| | 広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭 和48年 広島県教育委員会規則第14号）補 助職員の職及び職務 | 吉岡典威館長（兼務）任命 |
| 10月 | 広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和48 年 広島県教育委員会規則第19号）職員の職等 | 県教育委員会、広島県立美術館整備構想検 討委員会を設置、委員8名を委嘱 |
| 昭和49年 3月 | 広島県立美術館管理運営規則一部改正（昭和49年 広島県教育委員会規則第4号）そ | 菅川健二館長（兼務）任命 |
| | | 広島県立美術館条例一部改正（昭和63年 広島県条例第7号）入館料・施設使用料 |
| | | 広島県立美術館美術品等取得基金、1億円 を増額（基金額2億円） |
| | | 広島県立美術館整備構想検討委員会、整備 構想をまとめ県教育委員会に答申 |

| | | |
|---------|---|---|
| 平成元年 3月 | さとこ文庫開設 | 年 広島県教育委員会規則第9号)施設使用料 |
| 5月 | 広島県立美術館整備基金計画検討委員会を設置、委員18名を委嘱(座長 橋口収県商工会議所連合会会长) | 10月 5日 新館開館記念式挙行 |
| 7月 | 広島県立美術館美術品等収集評価委員会を設置、委員6名を委嘱 | 6日 新館開館 広島県立美術館美術品等取得基金、5億円を増額(基金額50億円) |
| 平成2年 4月 | 広島県立美術館美術品等取得基金、5億円を増額(基金額7億円) | 平成9年 3月26日 広島県立美術館条例施行(平成9年 広島県条例第3号)入館料・施設使用料 |
| 12月 | 知事、県議会本会議において「新美術館は隣接する縮景園の景観を損なうことなく、両施設の一体化を図った文化ゾーンの一環として一体的に整備する必要がある」と答弁 | 4月 1日 広島県立美術館管理運営規則(平成9年 広島県教育委員会規則第6号)全面改定 |
| 平成3年 2月 | 知事、県議会本会議において「基金設計に着手する」ことを提案 | 平成10年 3月24日 広島県立美術館条例施行(平成10年 広島県条例第5号)入館料等の納付 広島県立美術館管理運営規則一部改正(平成10年 広島県教育委員会規則第4号) |
| 3月 | 県議会、平成3年度予算案(基本設計予算)を可決 | 7月 1日 辰野裕一館長(兼務)就任 |
| 4月 | 広島県立美術館整備基本計画をまとめる 美術品等特別収集に着手 広島県立美術館美術品等取得基金、3億円を増額(基金額10億円) | 平成12年 2月 1日 広島県立美術館美術品等収集評価委員会設置要領一部改正 |
| 平成4年 7月 | 施設利用業務休止。館蔵品常設展示室休室閉館記念式典挙行 | 平成13年 3月26日 広島県博物館協議会条例施行(平成13年 広島県条例第3号)広島県美術館協議会条例廃止 |
| 9月 | 事務所を広島市西区観音新町四丁目9-43に移転、仮事務所とする | 29日 広島県立美術館管理運営規則一部改正(平成12年 広島県教育委員会規則第5号) 入館料等の減免 |
| 10月 | 旧県立図書館及び旧県立美術館の解体工事に着手 広島県立美術館美術品等取得基金、10億円を増額(基金額20億円) | 7月 10日 常盤豊館長(兼務)就任 |
| 平成5年 3月 | 解体工事、整地完了 新館建築工事安全祈願祭が挙行され、工事に着手 | 10月 22日 広島県立美術館管理運営規則一部改正(平成13年 広島県教育委員会規則第7号)入館料の減免 |
| 4月 | 久保信保館長(兼務)任命 | 12月 20日 平山郁夫名誉館長辞任 |
| 12月 | 寺脇研館長(兼務)任命 広島県立美術館美術品等取得基金、10億円を増額(基金額30億円) | 平成14年 3月25日 広島県立美術館条例一部改正(平成14年 広島県条例第18号)小・中・高校生の無料化 |
| 平成6年 5月 | 事務所を西区観音新町から広島市中区八丁堀3-2幟会館(2階)に移転 広島県立美術館美術品等取得基金、10億円を増額(基金額40億円) | 4月 1日 広島県立美術館管理運営規則一部改正(平成14年 広島県教育委員会規則第10号)開館時間の変更 |
| 平成7年 4月 | 常廣泰登館長(専任)任命 広島県立美術館美術品等取得基金、5億円を増額(基金額45億円) | 平成16年 7月 1日 関靖直館長(兼務)就任 |
| 12月 | 新館竣工 新館鍵引渡し式を挙行 | 平成17年 12月 20日 広島県立美術館条例一部改正(平成17年 広島県条例第57号)展示施設等の利用許可の条件、取消し等及び制限 広島県立美術館管理運営規則一部改正(平成17年 広島県教育委員会規則第16号)開館時間表記の改正及び条例改正に伴う改正 |
| 平成8年 1月 | 事務所を新館に移転 | 平成19年 3月 15日 広島県立美術館条例一部改正(平成19年 広島県条例第21号)指定管理者による管理、入館料及び利用料金、その他指定管理者制度の導入に関する事項 |
| 4月 1日 | 木曾功館長(兼務)就任 | 4月 1日 榎田好一館長(兼務)就任 |
| 7月 1日 | 平山郁夫名誉館長就任 | 6月 18日 広島県立美術館管理運営規則一部改正(平成19年 広島県教育委員会規則第9号)休館日の変更及び条例改正に伴う改正 |
| 5日 | 広島県立美術館条例施行(平成8年 広島県条例第16号)入館料・施設使用料 | 12月 25日 広島県立美術館条例一部改正(平成19年 広島県条例第56号)学校教育法等の一部改正に伴う改正 |
| 22日 | 広島県立美術館管理運営規則一部改定(平成8 | |